

【出願に関する注意】

- ① 令和4年9月20日(火)・21日(水)・22日(木)の何れかの日に、特別支援学級授業参観・入学相談会に親権者が参加されなかった場合、出願できません。
- ② 出願は、親権者または出願に関して責任のある方が直接来校の上、手続きをおこなってください。その際、必ず受検番号票を受け取ってください。郵送などによる出願は受け付けません。
- ③ 入学願書の記載事項は、正確にご記入ください。万一、事実と反した偽りの記載があった場合は、入学を取り消すことがありますので注意してください。
- ④ 現在、本校が定める募集区域外に生活の本拠がある受検者で、入学手続き時までに本校が定める募集区域内に生活の本拠を定めることが確実である場合は、受検を認めます。ただし、願書の「付記①」に「転居住所」、「転居月日」、「事由」を明記してください。なお、入学手続き時までに本校が定める募集区域内に生活の本拠を定めることができない場合は、入学手続き時に必ず申し出てください。この場合は「確約書」を提出していただき、令和5年3月9日(木)午後5時までに、本校が定める募集区域内の住民票謄本(住民票の写し「世帯全員のもの」)を提出していただきます。提出のない場合は入学を認めません。
- ⑤ 入学願書は、記入例にしたがって、※欄を除いて空欄のないように記入してください。
- ⑥ 検定料は、本学所定の検定料払込用紙を使用して、あらかじめ郵便局またはゆうちょ銀行の窓口から払込み、「振替払込請求書兼受領書」を入学願書の裏面に貼付してください。
- ⑦ 受け付けた書類及び既納の検定料は、返還しません。ただし、次のア・イ・ウに該当する場合は、請求により検定料を返還します。ア. 出願書類を提出しなかった場合 イ. 出願書類が不備等により受理されなかった場合 ウ. 検定料を二重に支払った場合
(請求期限 令和5年3月31日まで)
- ⑧ 「特別支援学級入学調査書」は、検定当日の面接の資料になりますので、記入できる範囲でできるだけ詳しく記載ください。なお、この記載内容で合否判定がなされるわけではありません。
- ⑨ 出願に来校の際は、上ばきと、くつ袋をご持参ください。また、出願書類に訂正が必要な場合がありますので、念のため印鑑をご持参ください。

7. 検定の日 令和4年 11月16日(水)

受検者は親権者とともに来校してください。

受検者には簡単な検査、親権者には面接を行います。

【検定当日に関する注意】

- ① 検定の日には、出願手続の際に交付した受検番号票と水分補給用の水筒をご持参下さい。親権者の方のみ、上ばきと靴袋をご持参ください。
- ② 感染症にかかっている場合は、公衆衛生上、受検を差し控えてください。
- ③ 検定の日を受付時間内に来校されなかった場合は、いかなる理由があっても棄権とみなします。
- ④ 検定の内容に関するお問い合わせは、一切お断りします。
- ⑤ 検査開始から検査終了まで、親権者は控え室等で待機していただきます。その間、校外へ出ることも、校外との連絡も禁じます。携帯電話なども電源OFFにさせていただきますので、一切使用できません。なお、終了時刻が予定より遅れることもありますので、ご承知おきください。

8. 入学者の決定発表

令和4年 11月28日(月) 付けで、親権者に書面で郵送通知します。

なお、入学決定者については、**令和5年2月3日(金)** 午後2時00分より、合格者保護者会を行います。受検番号票、及び上ばきとくつ袋をご持参ください。

9. 入学後について

- (1) 入学を許可した後においても、出願書類(入学願書・誓約書・入学調査書)の記載事項に偽りのあった場合は、入学を取り消すことがあります。
- (2) 入学後において、生活の本拠が募集区域外に移った場合は、在学を認めません。
- (3) 自主通学できることをめざします。ただし、登下校途上の安全を考えたときに、送迎を要すると保護者が判断された期間は送迎を認めます。